（防除の公示）

第十六条　法第十一条第二項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

2　前項の規定は、法第十七条の二第二項の規定による公示について準用する。

（防除の公示事項に関する同意）

第十七条　法第十一条第三項の規定による同意を得る場合には、同条第二項各号に掲げる事項を明示して書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2　前項の規定は、法第十七条の二第三項の規定による同意について準用する。

（補償請求書）

第十八条　法第十四条第二項（法第十七条の三第三項又は法第十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

第二十条　（略）

2　法第十七条第二項の規定により主務大臣等が督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　法第十七条第三項の規定により主務大臣等が徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

第二十一条　前条の規定は、法第十七条の二第五項又は法第十七条の四第四項において準用する法第十七条の規定により、地方公共団体が行う負担金の徴収について準用する。

（防除の確認及び認定の基準）

第二十二条　法第十七条の四第一項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　確認又は認定を受けようとする防除の実施期間が、十年以下であること。

二　設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保等の錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じ、やむを得ない場合を除き、捕獲等を行う区域における静穏を保持すること。

三　事前に関係地域住民等への周知を図ること。

四　法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。

五　防除による効果と地域の生態系への影響を比較考量し、地域の生態系への影響が必要最小限となるよう配慮すること。

六　防除を行う区域における防除の対象となる特定外来生物の生息状況又は当該特定外来生物による被害状況の調査を行うこと。

七　防除実施計画書（第二十三条第二項に規定する防除実施計画書をいう。第十六号において同じ。）の範囲内で捕獲個体の飼養等をする場合には、そのための施設の構造及び強度並びにその細目について、第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に適合したものであること。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合であって、逸出防止の措置を講ずることとしているときはこの限りではない。

八　捕獲個体について、処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬以外の飼養等に当たる行為を飼養等の許可なく行わないこと。

（防除の公示）

第十六条　法第十一条第二項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、官報に掲載して行うものとする。

（新設）

（法第十三条第四項の証明書の様式）

第十七条　法第十三条第四項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

（新設）

（補償請求書）

第十八条　法第十四条第二項の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

第二十条　（略）

（新設）

第二十一条　法第十七条第二項の規定により主務大臣等が督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

（新設）

第二十二条　法第十七条第三項の規定により主務大臣等が徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）